

令和2年交野市広告付き行政情報モニター等設置事業仕様書

1 事業内容

(1) 業務名称

交野市広告付き行政情報モニター等設置事業

(2) 設置場所

- ①交野市役所本館1階ロビー（交野市私部1丁目1番1号）
 - ②交野市立保健福祉総合センター1階ホール（交野市天野が原町5丁目5番1号）
- 設置場所の詳細については、別紙2「設置場所図」参照

(3) 業務内容

- ①交野市役所本館及び交野市立保健福祉総合センターにおいて、交野市広告付き行政情報モニター等設置事業者（以下、「設置事業者」という。）は、交野市の行政情報を掲載する行政情報モニター（以下、「情報モニター」という。）を作成し設置する。
- ②設置事業者は、交野市及び近隣市内に本店、支店又は営業所等を置く民間企業等の広告主を募集し、情報モニターに広告を掲載することができるものとする。
- ③設置事業者は、情報モニター付近にパンフレットラックを設置し、情報モニターに掲載する広告の詳細情報を掲載したパンフレット、チラシ等を（以下「チラシ等」という。）を掲出することができる。

(4) 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、情報モニター設置場所（情報モニター付近にパンフレットラックを設置する場合は、当該設置場所を含む）として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用する。なお、行政財産の使用については、本市が許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると本市が認めるときは、許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがある。

(5) 設置期間

- ①情報モニター（情報モニター付近にパンフレットラックを設置する場合は、当該パンフレットラックを含む）（以下「情報モニター等」という。）の設置期間は、令和2年1月1日から令和3年3月31日までの5か月間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、本市又は設置事業者のいずれかによる書面による更新拒絶の意思表示がない限り、同一内容及び同一条件をもって、設置期間は1年度毎に自動更新され、その後も同様とする。
- ②更新については、令和6年3月31日を超えることができないものとする。

(6) その他

庁舎の改修、移転等で情報モニター等の設置場所又は設置期間を変更する必要がある場合は、本市と協議の上、決定するものとする。

2 情報モニター等の仕様

(1) 情報モニター等の設備

- ①モニターサイズ42型程度（縦1,020mm×横610mm程度）の大ききで作成すること。
- ②薄型で省スペースのものとする。
- ③交野市役所本館においては、天井吊り型のものとする。
- ④交野市立保健福祉総合センターにおいては、スタンド型で可動式のものとし、スタンド部分にはワイヤーラックを設置することができる。
- ⑤鋭利な突起物等の無い、安全に配慮した形状であること。
- ⑥周囲と調和のとれた色合いにすること。
- ⑦意匠面は、色覚障がい者に配慮した配色等でデザインするほか、ユニバーサルデザインを考慮すること。
- ⑧タイマーで日付・曜日・時間単位で管理できるものとし、電源は待機状態ではなく主電源からオン・オフできるものとする。
- ⑨新型コロナウイルスをはじめとする感染症の拡大防止対策を講じること。
- ⑩その他の仕様については、本市と協議の上、決定するものとする。

(2) パンフレットラック（設置する場合）

- ①設置場所は、本市と協議の上決定するものとする。
- ②大きさは、本市と協議の上決定するものとする。
- ③鋭利な突起物等の無い、安全に配慮した形状であること。
- ④周囲と調和のとれた色合いにすること。
- ⑤その他の仕様については、本市と協議の上、決定するものとする。

(3) 行政情報及び広告映像の放映等

- ①本市から設置事業者に対して行政情報の作成のための情報提供を行い、それを基に設置事業者がナレーションを付加して作成することとする。
- ②行政情報の更新は、設置事業者が、本市からの依頼により、原則随時更新することとする。
- ③広告主の広告を放映することができる。ただし、放映枠のうち、行政情報を4分の1以上の割合で放映しなければならないものとする。
- ④広告物掲出作業については、設置事業者の責任において行うこと。
- ⑤音量については、業務に支障のない程度とし、緊急時等やむをえない場合については、本市でも音量調節ができることとする。

3 設置等及び維持管理

(1) 情報モニター等の設置等

- ①情報モニター等の設置においては、本市と十分な打ち合わせの上、実施すること。
- ②交野市役所本館1階ロビーに設置する情報モニターは、庁舎施設に負担の少ない方法で固定すること。
- ③情報モニター等は、地震等の際に落下、転倒しないように防止策を十分講ずること。
- ④情報モニター等は、交野市役所本館及び交野市立保健福祉総合センターの維持管理及び災

害時の避難誘導に支障とならないように配慮すること。

- ⑤情報モニター等に移設、移転、撤去等する際は、本市が承認する場合を除き原状回復すること。
- ⑥交野市役所本館又は交野市立保健福祉総合センターのレイアウト変更等のやむを得ない事由により、情報モニター等に移設又は移転する場合は、本市と設置事業者で協議して、移設又移転場所を決定するものとする。
- ⑦情報モニター等の設置につき、万一事故等が発生した場合は、設置事業者の責任において対応すること。
- ⑧情報モニター等の製作、設置、移設、移転、撤去等に関する一切の費用は設置事業者が負担すること。

(2) 維持管理

- ①情報モニター等の故障、破損、汚損等については、設置事業者において速やかに復旧等の最適な措置を取ることとし、情報モニター等には故障時等の連絡先を明記すること。
- ②情報モニター等における広告内容の変更等に関する作業は、設置事業者の希望日時を事前に調整した上で、本市が指定する日時に行うものとする。
- ③情報モニター等の故障、破損、汚損等及び維持管理は、設置事業者の責任において対応し、それに要する費用は設置事業者が負担すること。

4 広告の掲載

- ①広告主の募集は、設置事業者において行うものとする。
- ②広告主の選定及び広告の内容について、「交野市有料広告の取り扱いに関する要綱」及び関係法令を遵守するとともに、市役所の公共性、美観及び来庁者への影響に配慮しなければならない。
- ③設置事業者が広告を掲載しようとするときは、事前に本市の審査を受けその承認を得なければならない。広告の変更をしようとする場合も同様とする。
- ④設置事業者は、前記の審査を受けるため、掲載する広告のデータ等必要な資料を、掲出予定の15営業日前までに本市へ提出しなければならない。
- ⑤情報モニター等における広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行い、必要に応じて修正するなど常に正確な情報を発信すること。
- ⑥広告募集及び広告内容に関する一切の責任は、設置事業者が負うものとし、本市は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- ⑦広告の募集、掲出に際しては、設置事業者自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、本市が広告の募集者であるかのような誤解を与えないよう十分配慮し、「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、交野市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。
- ⑧交野市役所本館1階ロビーが期日前投票所となった場合には、選挙期間中において広告掲載の非表示又は停止措置を行うものとする。
- ⑨交野市立保健福祉総合センターでの催し物の開催時（年数日間程度）は、広告掲載の非表

示又は停止処置を行い、情報モニター等の移動を行う場合がある。

⑩広告主の募集、広告記事等の制作、掲載に関する一切の費用は設置事業者が負担すること。

5 チラシ等の掲出

①チラシ等を掲出することができる広告主は、情報モニターに掲載する広告の広告主に限る。

②チラシ等の掲出、補充、撤去は、設置事業者において行うものとする。

③設置事業者がチラシ等を掲出しようとするときは、事前に本市の審査を受けその承認を得なければならない。

④設置事業者は、前記の審査を受けるため、掲載するチラシ等のデータ等必要な資料を、掲出予定の15営業日前までに本市へ提出しなければならない。

⑤チラシ等の内容に関する一切の責任は、設置事業者が負うものとし、本市は一切の責任及び負担を負わないものとする。

⑥チラシ等が無くなった場合には「近日中に補充」等のメッセージを表示すること。

⑦チラシ等が複数枚、複数種になる場合は、クリアポケット等で1セットずつまとめたものを掲出すること。

⑧掲出に際しては、設置事業者自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、本市が広告の募集者であるかのような誤解を与えないよう十分配慮し、「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、交野市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。

⑨交野市役所本館1階ロビーが期日前投票所となった場合には、選挙期間中においてチラシ等の非表示又はパンフレットラックの移動を行うものとする。

⑩交野市立保健福祉総合センターでの催し物の開催時（年数日間程度）は、チラシ等の非表示又はパンフレットラックの移動を行う場合がある。

⑪チラシ等の掲出に関する一切の費用は設置事業者が負担すること。

6 使用料等

(1) 使用料

①設置事業者は、情報モニター等の設置場所が広告価値を有することに鑑み、設置場所を使用することの対価として、使用料（行政財産使用料及び広告掲載料）を本市に支払うものとする。

②交野市行政財産使用料条例施行規則第3条第7項に基づき、設置事業者として決定した者が提示した応募価格をもって使用料とする。

③年度中の設置期間が1年に満たない場合は、前記使用料の金額を日割で計算した額に設置日数を乗じて得られた金額を当該年度の使用料とし、算出した額に1円未満の端数がある場合においては、その端数金額を切り上げた額とする。

④使用料は、本市が交付する納入通知書により、本市が指定する期日までに全額納入すること。

⑤納入された使用料は、原則として返還しない。

(2) 光熱費

- ①設置事業者は、情報モニターの設置に係る光熱費を負担しなければならない。
- ②設置事業者は、本市が算定した光熱費の実費相当額を本市が交付する納入通知書により、本市が指定する期日までに全額納入すること。
- ③納入された光熱費の実費相当額は、原則として返還しない。

7 その他

- (1) 設置事業者が情報モニター等を設置するときは、交野市行政財産使用料条例施行規則第4条に基づく本市の使用許可をその設置場所について受けなければならない。
- (2) 設置事業者に決定した者は、速やかに本市と協議を行い、本事業に係る協定書を締結するものとする。
- (3) 設置事業者は、情報モニター等の仕様、施工管理方法、実施体制及びスケジュール等並びに情報モニターの広告掲載、パンフレットラックに掲出するチラシ等に関する事項について、あらかじめ本市と協議し、当該事項を記載した事業計画書を本市に提出しなければならない。なお、設置事業者は事業計画を大幅に変更する場合は、事前に必ず甲と協議しその承認を得るものとする。
- (4) 設置事業者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (5) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、「令和2年交野市広告付き行政情報モニター等設置事業者募集要項」及び本市と設置事業者で締結する「令和2年交野市広告付き行政情報モニター等設置事業協定書」によるものとする。
- (6) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。
- (7) 業務の実施にあたっては、本市の信頼及び品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (8) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは両者が協議してこれを解決するものとする。

以上